

令和4年度

呉市内部統制評価報告書審査意見書

呉市監査委員

呉 監 第 5 0 7 号

令和5年8月21日

呉市長 新 原 芳 明 様

呉市監査委員

大 下 正 起

沖 本 恭 治

田 中 みわ子

令和4年度呉市内部統制評価報告書の審査意見について

地方自治法第150条第5項の規定により審査に付された令和4年度呉市内部統制
評価報告書を審査し、別紙のとおり意見を決定したので提出します。

目 次

第 1	審査の種類	1
第 2	審査の対象	1
第 3	審査の期間	1
第 4	審査の着眼点	1
第 5	審査の実施内容	1
第 6	審査の結果	1
第 7	意見	2

令和 4 年度呉市内部統制評価報告書審査意見

第 1 審査の種類

地方自治法第150条第 5 項の規定による内部統制評価報告書の審査

第 2 審査の対象

令和 4 年度呉市内部統制評価報告書（以下「評価報告書」という。）

第 3 審査の期間

令和 5 年 6 月 14 日から 8 月 1 日まで

第 4 審査の着眼点

市長が作成した評価報告書について、当該評価が評価手続に沿って適切に実施されているか、内部統制の不備が重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているかを主眼として審査した。

第 5 審査の実施内容

審査に付された評価報告書について、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン（平成31年 3 月総務省）」の「V 監査委員による内部統制評価報告書の審査」に基づき、内部統制の整備状況及び運用状況並びに評価に係る資料等を調査したほか、必要に応じて関係者から説明を聴取する、他の監査等において得られた知見を利用するなどの方法により、呉市監査基準に準拠して審査した。

第 6 審査の結果

評価報告書について、上記のとおり審査した限りにおいて、評価手続に係る記載及び評価結果に係る記載は、相当であると認めた。

なお、評価報告書の「3 評価結果」に記載のとおり、評価対象期間において運用上の重大な不備があり、内部統制は有効に運用されていなかった。

第7 意見

本市においては、中核市では導入が義務とはされていないものの、自主的に内部統制制度を導入され、業務の適正な執行の一層の確保と市民サービスの更なる向上を図るとともに、働きやすい職場環境の実現を目指して、組織的な取組を推進していることは評価できる。

一方で、内部統制制度の導入初年度ということもあり、定期監査等において、職員が内部統制制度の目的を十分に理解していないと思われる事例が確認された。内部統制制度は、組織内の全ての者によって遂行されることにより有効に機能するものであることから、内部統制に関する研修を実施するなど、全職員に対して十分に周知を図り、全庁的に内部統制制度を浸透・定着させ、職員一人一人が責任感をもって主体的に運用されるよう努められたい。

また、出納事務、契約事務等の全庁的に共通する事務について、関係例規や通知、事務手続などの基本的事項に対する理解不足が原因であると思われる事務処理誤りが見受けられた。基本的事項の理解が不十分な状態では、内部統制制度を適正に運用しても、事務処理誤りの発生が懸念されることから、事務処理マニュアルの改正や実務的な研修の継続的な実施など、基本的事項の理解をより深めるための取組を推進されたい。

評価報告書の附属資料に記載されているように、内部統制制度を有効に機能させるためには、職員一人一人が、事務の目的や根拠を認識する感度を高めていくことが重要である。今後の取組に期待するとともに、内部統制制度を全庁的に推進する方法や、運用状況の評価手法について不断の見直しを行うことで、実効性の高い内部統制制度を実現していかれるよう要望する。